地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年10月2日

横浜市契約事務受任者 下水道河川局長 遠藤 賢也

1 契約の概要

中部水再生センター本館事務室空調設備緊急応急措置修理工事

- 2 履行(納品)場所 中区本牧十二天1番1号
- 3 契約日令和6年9月2日
- 4 履行日又は履行期間 令和6年9月2日から令和6年10月31日まで
- 5 契約金額 ¥2,712,432.- (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 ¥246,584.-)
- 6 契約の相手方(名称及び所在) 東京瓦斯株式会社 企画部 企画部長 吉田 範行 東京都港区海岸一丁目5番20号
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由 事務室空調設備の故障によって室温が上昇し、水再生センター職員の安定的な業務 に影響を及ぼすため緊急に修理しました。
- 8 契約の相手方の選定理由 本修理対象となる空調設備製造業者の東京瓦斯株式会社に対応を依頼したところ、 対応が可能との回答が得られましたので、契約の相手方として選定しました。
- 9 所管課

下水道河川局下水道施設部中部水再生センター